

◎新潟県告示第1016号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

令和5年9月26日

新潟県知事 花 角 英 世

種 類	番 号	枚数	免税軽油引取に係る販売業者
200 リットル	N12376862	1	上越市浦川原区飯室1971 有限会社 はばのや給油所